

貴重な自然環境・水産資源の宝庫であり、「国民的資産」と位置づけられた「琵琶湖」の豊かな恵みを未来へ引き継ぎ、全国の湖沼の保全および再生の先駆けとなるべく、平成27年9月28日に公布・施行されました。

琵琶湖の 保全及び再生 に関する法律



法律の目的（第1条）

琵琶湖は、約400万年の歴史を持つ世界有数の古代湖であり、60種を超える固有種を含む豊かな生態系を有しています。また、近畿圏約1,450万人の生活・産業を支えるとともに、洪水調整等の治水上においても重要な役割を担っています。

この法律は、琵琶湖を「国民的資産」と位置づけ、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図ることにより、住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を目指しています。

基本方針〔国〕（第2条）

主務大臣*は、琵琶湖保全再生施策を推進するための基本方針を策定します。

＜基本方針に定める事項＞

- ・琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ・琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項 等

* 主務大臣（第24条）：総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、その他政令で定める大臣

琵琶湖保全再生計画〔滋賀県〕（第3条）

滋賀県は、国の基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生計画を策定します。

＜計画に定める主な事項＞

- 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
 - ・水源の涵養^{かん}に関する事項
 - ・景観の整備及び保全に関する事項
- 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項 等

国による支援（第4条～第6条）

- ・財政上の措置
- ・地方債についての配慮
- ・資金の確保等

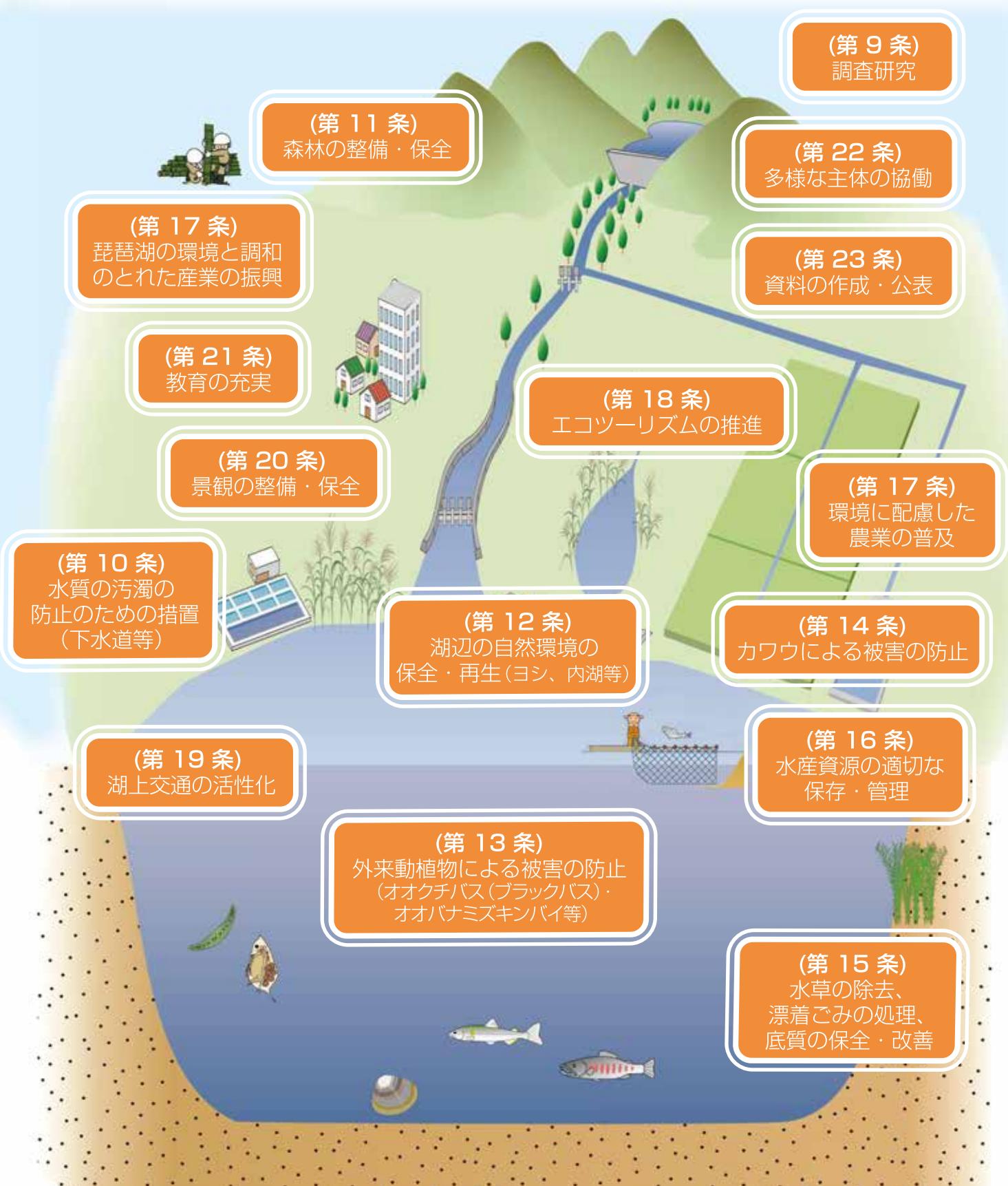
関係者の協力（第7条）

- ・主務大臣、関係行政機関の長、
関係地方公共団体、
関係事業者等

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事および関係指定都市の長が、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議します。

国および関係地方公共団体が講すべき施策（第9条～第23条）



法律の見直し（附則）

施行日から5年以内に必要な見直しを行うこととされています。

琵琶湖の保全および再生のための滋賀県の主な取組

琵琶湖の基礎的調査	下水道の整備	森林の公益的機能の発揮 (間伐、里山整備、治山事業 等)
第9条 調査研究等 	第10条 水質の汚濁の防止のための措置等 	第11条 森林の整備及び保全等 
ヨシ群落の保全	内湖の再生	外来魚の駆除 (ブラックバス、ブルーギル)
第12条 湖辺の自然環境の保全及び再生 	第12条 湖辺の自然環境の保全及び再生 	第13条 外来動植物による被害の防止 
侵略的外来水生植物の駆除 (オオバナミズキンバイ)	カワウの捕獲	水草の表層刈り取り・根こそぎ除去
第13条 外来動植物による被害の防止 	第14条 カワウによる被害の防止等 	第15条 水草の除去等 
水産資源の回復・漁業の振興 (在来魚介類の種苗放流等)	豊かな生きものを育む水田の整備	自然環境・生活文化を 体感する場の提供
第16条 水産資源の適切な保存及び管理等 	第17条 環境に配慮した農業の普及 	第18条 エコツーリズムの推進等 
湖上交通の活性化	湖国の風景・歴史的環境の保全	環境教育・環境学習の推進
第19条 湖上交通の活性化 	第20条 景観の整備及び保全 	第21条 教育の充実等 



滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 電話：077-528-3468 FAX：077-528-4847 E-mail：saisei@pref.shiga.lg.jp
 ホームページ：<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/biwako/>